

事務事業名	検定期間満了量水器交換事業			担当	上下水道部 水道課 庶務係			
政策名	D	自然と潤いがある安全快適なまちづくり			増補版施策名			
施策名	1	水道事業の推進			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ			
法令根拠	計量法				<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和47年度～）			
予算科目	12.水道事業会計	2.水道事業費用	1.営業費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	計量法に基づき検定期間満了（8年）となる量水器について、市指定給水装置工事業者に委託して、期間満了前に交換する。回収した量水器は、メーカーに点検修理を依頼して再利用する。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 ・前年度に回収した量水器を再利用するため、メーカーに点検修理を実施した。 ・検定期間満了リストより交換箇所を抽出して、市指定給水装置工事業者に交換を委託した。  2年度計画 令和元年度と同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	交換個数	個	3,913	4,037	4,232	4,022	3,427
	イ	点検修理個数	個	3,268	3,588	3,925	4,222	4,107
	ウ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 今年度中に交換対象となる量水器	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	交換対象個数	個	3,913	4,037	4,232	4,022	3,427
	イ							
	ウ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な水の使用量を把握する。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	有収水量	m <sup>3</sup>	6,355,076	6,471,797	6,565,514	6,466,664	6,492,186
	イ	有収率（有収水量÷配水量）	%	85.4	85.4	84.8	85.1	85.5
	ウ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 清浄でおいしく、安全な水を安定供給する。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	給水人口	人	67,887	68,062	68,317	67,792	67,739
	イ	給水世帯	世帯	25,401	25,912	26,427	26,636	27,048
	ウ	普及率	%	85.5	85.6	86.0	85.5	85.9

(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	14,811	15,776	17,903	16,997	25,216
		一般財源	千円	0	0	0	0	0
	事業費計(A)		千円	14,811	15,776	17,903	16,997	25,216
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	360	360	360	360	360
		人件費計(B)	千円	1,495	1,494	1,501	1,455	1,455
	トータルコスト(A)+(B)		千円	16,306	17,270	19,404	18,452	26,671

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	計量法に基づき8年以内に量水器の更新を行うことになっている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	給水戸数の増加とともに検定期間満了量水器の交換個数も増加傾向にある。 JIS規格を引用して改正された特定量水器検査規則が平成17年10月1日に施行され、新基準へ移行するための経過措置期間が平成23年3月31日で終了したため、同4月1日以降、新基準に適合しない量水器は修理できなくなった。現在設置されている水道メーターは、平成31年3月末までの8年間で順次新基準メーターに切り替えた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	国及び県から、水道メーターの検定期間内（8年）の交換を指導されている（平成27年）。 検定期間を超えないよう、平成28年度から平成31年度までに前倒しで交換を実施。